明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二八四）　二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八五）　三
〔府　令〕
○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府七九）　三
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一八）　四
〔規　則〕
○地域警察運営規則の一部を改正する規則（国家公安委一二）　三〇
〔告　示〕
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の公表を行う件（内閣府一一〇）　三
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁六四）　三
○平成二十七年総務省告示第三百十四号（個人番号カード等に関する技術的基準）の一部を改正する件（デジタル庁・総務二八）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
独立行政法人自動車技術総合機構令和五年度財務諸表、都市計画事業、税理士登録者関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

本号で公布された法令のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二八四号）（法務省）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和七年五月二六日とすることとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八五号）（総務省）

1　個人番号カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第一六条の二第一項の申請の日において法第二条第七項の主務省令で定める年齢に満たない者（以下「特定年齢未満申請者」という。）であるときは、当該交付申請者の写真を添付することを要しないものとした。（第一三条第一項ただし書関係）

2　法第一六条の二第三項の政令で定める者は、次に掲げる者とした。（第一三条第三項関係）

㈠　特定年齢未満申請者（初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）

㈡　国外から転入をした日以後最初に行う住民基本台帳法第二二条第一項の規定による届出（以下「国内転入後転入届」という。）をした者（当該国内転入後転入届後初めて個人番号カードの交付を受けようとする者であって、総務省令で定める期間内に交付申請書を提出するものに限る。）

㈢　法第一七条第九項の規定による届出をした者（当該届出後初めて個人番号カードの交付を受けようとする者であって、総務省令で定める期間内に交付申請書を提出するものに限る。）

㈣　㈠から㈢までに掲げる者のほか、個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者として総務省令で定めるもの

3　法第一六条の二第三項の申出をしようとする交付申請者は、交付申請書の提出を、市町村長が指定する場所に出頭してするものとした。ただし、当該交付申請者が2の㈠に掲げる者である場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該提出を、当該場所に出頭することなく、代理人を通じすることができるものとした。（第一三条第四項関係）

㈠　当該交付申請者に係る出生の届出（戸籍法第四九条第一項の届出をいう。）と同時に当該交付申請書を提出すること。

㈡　当該代理人が、当該市町村長に対し、当該交付申請者の個人識別事項が記載された書類であって主務省令で定めるものを提示すること。

4　交付申請者が特定年齢未満申請者であるときの代理交付における提示書類のうち、交付申請者に係る書類については、当該交付申請者の個人識別事項が記載された書類であって主務省令で定めるものとした。（第一三条第七項第三号関係）

5　法第一七条第二項に規定する交付市町村長以外の市町村長は、同項の規定により同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合であって、3の適用があるときは、交付申請者に対し、当該市町村長が指定する場所への出頭を求めなくてもよいものとした。（第一三条第八項ただし書関係）

6　法第一七条第三項の規定による個人番号カードの送付は、交付申請者が確実に受領することができるものとして総務省令で定める方法により行うものとした。（第一三条第九項関係）

7　その他所要の規定の整備を行うものとした。

8　この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一二月二日）から施行するものとした。